



TOKAIホールディングス

証券コード：3167

第12回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2023年6月28日(水曜日) 午前10時
受付開始：午前9時

開催
場所

グランディエール ブケトーカイ
「シンフォニー」(葵タワー4階)
静岡市葵区紺屋町17-1

議案

- 第1号議案 剰余金配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役5名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

議決権行使期限

2023年6月27日(火曜日)
午後5時45分到着分まで



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第12回定時株主総会を6月28日（水）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。あわせて、第12期のTOKAIグループの事業概況、並びに株主総会の議案についてご案内申し上げますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

今年5月、当社は、新たに今後3年間の「中期経営計画2025」を策定し、公表いたしました。市場環境が変化する中でも、着実に収益を上げる企業グループとして、株主の皆様のご期待に応えられるよう、持続的な成長を実現してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

小栗 勝男



INDEX 目次

第12回定時株主総会招集ご通知	2	事業報告	23
議決権行使のご案内	5	連結計算書類	49
ライブ配信のご案内	7	計算書類	52
株主総会参考書類	9	監査報告書	55

証券コード 3167

2023年6月13日

(電子提供措置の開始日 2023年6月6日)

株主各位

静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8
株式会社TOKAIホールディングス
取締役社長 小栗勝男

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて、「第12回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.tokaiholdings.co.jp/ir/library/meeting.html>



また、以下のウェブサイトにも掲載しております。

・東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

・株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/3167/teiji/>



なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、**2023年6月27日（火曜日）の当社営業時間終了時（午後5時45分）まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

議決権行使のご案内



書面により
議決権を行使される方へ

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2023年6月27日（火曜日）午後5時45分まで**に到着するようご返送ください。



インターネット等により
議決権を行使される方へ

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、**2023年6月27日（火曜日）午後5時45分まで**に賛否をご入力ください。

記

1 日 時 2023年6月28日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)

2 場 所 グランディエール ブケトーカイ「シンフォニー」(葵タワー4階)
静岡市葵区紺屋町17-1
(末尾記載の「第12回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3 目的事項 報告事項

1. 第12期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役5名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

1. 電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにおいて、修正した旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
3. 会社法改正により、電子提供措置事項について前記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
4. 電子提供措置事項のうち、「連結計算書類の連結注記表」、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、本電子提供措置事項を記載した書面には記載しておりませんが、当該書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける方



会場受付にご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。

議決権行使書用紙をご持参ください



株主総会開催日時

2023年6月28日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

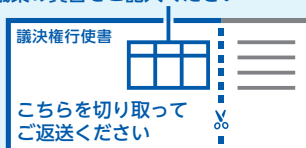
株主総会にご出席いただけない方



郵送によるご提出

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

各議案の賛否をご記入ください



行使期限

2023年6月27日（火曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネットでご入力

インターネットで議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご覧ください

行使期限

2023年6月27日（火曜日）
午後5時45分まで

議決権行使書用紙のご記入のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案・第2号議案・第5号議案

賛成の場合 ▶ **【賛】** の欄に○印

否認する場合 ▶ **【否】** の欄に○印

第3号議案・第4号議案

全員賛成の場合 ▶ **【賛】** の欄に○印

全員否認する場合 ▶ **【否】** の欄に○印

一部の候補者を否認する場合 ▶ **【賛】** の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

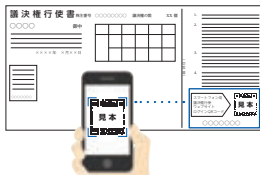
※各議案に対して賛否の表示がない場合、賛成の意思表示がされたものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

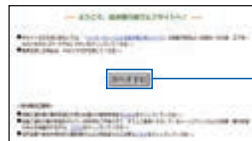
※ 書面と電磁的方法（インターネット等）の双方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わず電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、電磁的方法（インターネット等）で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

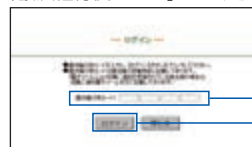
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

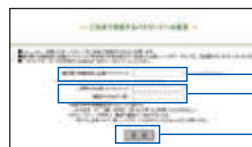
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

議決権電子行使プラットフォーム のご利用について

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社「C」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

ライブ配信のご案内



株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。

スマートフォン又はパソコン等から、以下の方法によりライブ配信用ウェブサイトへアクセスしていただき、株主ID（＝株主番号）とパスワード（＝郵便番号）を入力の上、ご覧ください。

1 配信日時

2023年6月28日（水） 午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信ページは、株主総会の開始時刻30分前（午前9時30分）頃より使用可能です。

2 当日の視聴方法

株主様認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主ID（＝株主番号）」と「パスワード（＝郵便番号）」をあらかじめご用意の上、以下のライブ配信用ウェブサイトへアクセスしてください。

ライブ配信用ウェブサイト <https://v.sokai.jp/3167/2023/tokaiholdings/>



株主ID▶ 議決権行使書用紙に記載されている「**株主番号**」（数字9桁）

パスワード▶ 議決権行使書用紙に記載されている「**郵便番号**」（3月末時点）（数字7桁、ハイフン無し）

ログイン画面に株主ID（株主番号）とパスワード（お届けご住所の郵便番号）を入力し、「**サイト規約に同意する**」にチェックを入れてログインボタンをクリックしてください。

株式会社TOKAIホールディングス 第12回定株主総会

株主ID
議決権行使書に記載の株主番号9桁
株主番号：702349674の株主、702349675以上の株主様です

パスワード
郵便番号（ハイフン無し）
郵便番号：〒100-1330の株主、〒002330以上の株主様です

サイト規約に同意する

ログイン

よくあるご質問はこちら

(イメージ)

議決権行使書用紙に記載のある9桁の番号が株主番号です。

XXXXXXXXXX

議決権行使書 株主番号XXXXXXXXXX

議決権行使書イメージ

「株主ID(=株主番号)」と「パスワード(=郵便番号)」は議決権行使書に記載されております。

※議決権行使書を投函される場合は、その前に必ずお手元に「株主番号」をお控ください。

①株主ID(=株主番号)

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

○○○-○○○○

②パスワード(=郵便番号)

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイトを
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

【ご注意ください】

日本国外居住の株主様につきまして、常任代理人のご指定がある場合は、当該代理人の郵便番号をご入力ください。

3 ご留意事項

- ・インターネットによるライブ配信で株主総会をご覧いただく場合、会社法上の株主総会への出席とはならず、当日の質問や議決権行使はできません。事前にインターネット又は郵送により議決権行使をお願いいたします（事前行使の方法は、5頁から6頁をご参照ください）。
- ・ご使用のパソコン環境やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・ご覧いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ・何らかの事情により、当日インターネットによるライブ配信を行うことができなくなった場合は、当社ウェブサイト (<https://www.tokaiholdings.co.jp/>) にてお知らせいたします。

4 ライブ配信当日の視聴に関するお問い合わせ

株式会社プロネクサス 0120-970-835

受付日時 6月28日(水)(株主総会当日)

午前9時～株主総会終了まで

以上

株主総会参考書類

第1号議案 | 剰余金配当の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、業績や経済状況を勘案し、株主の皆様への継続的な配当という観点から、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金16円。なお、この場合の配当総額は2,101,702,240円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 | 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役会の運営の柔軟性を確保すること並びに意思決定の客観性及び透明性の向上を図ることを目的として、定款第28条に定める取締役会の招集権者及び議長について、所要の変更を行うものがあります。
- (2) 監査体制の強化、充実を図るため、定款第33条に定める監査役の員数の上限を1名増員し、4名から5名に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第29条～第32条 条文省略</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第33条 当会社の監査役は、<u>4名以内とする。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集し、その議長となる。ただし、当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第29条～第32条 現行どおり</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第33条 当会社の監査役は、<u>5名以内とする。</u></p>

第3号議案

取締役9名選任の件

取締役7名の全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、取締役2名が本年3月31日で辞任しておりますので、取締役7名の再任と新任の2名をあわせて取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	候補者属性
1	おぐり かつお 小栗勝男	代表取締役社長（CEO）	再任
2	やまだじゅんいち 山田潤一	代表取締役常務執行役員 総務本部長	再任
3	ふくだ やすひろ 福田安広	取締役	再任
4	すずき みつはや 鈴木光速	取締役	再任
5	はまざき みつぐ 浜崎 貢	専務執行役員	新任
6	そね まさひろ 曾根正弘	取締役	再任 社外 独立
7	ごとう まさひろ 後藤正博	取締役	再任 社外 独立
8	かわしま のぶこ 河島伸子	取締役	再任 社外 独立
9	うえだ りょうこ 上田亮子		新任 社外 独立

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 東京証券取引所の定めにもとづく独立役員

候補者番号

1

おぐり かつお

小栗 勝男

再任

(1959年2月10日生)

所有する当社の株式数 45,250株

取締役在任年数 8年

取締役会への出席状況 12/12回(100%)



一 略歴並びに当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月	(株)ザ・トーカイ入社	2015年 4月	(株)ジョイネット代表取締役社長
1995年 4月	同社中遠支店長	2015年 6月	当社取締役
2008年 6月	同社執行役員	2016年 4月	(株)ザ・トーカイ代表取締役社長
2011年 4月	同社常務取締役	2019年 9月	日産工業(株)代表取締役会長
2015年 4月	同社代表取締役副社長	2021年 4月	(株)マルコオ・ポーロ化工代表取締役会長
2015年 4月	当社専務執行役員	2022年 9月	当社代表取締役社長 (CEO) (現)
2015年 4月	(株)エナジーライン代表取締役会長		

一 取締役候補者とした理由等

小栗勝男氏は、(株)ザ・トーカイの代表取締役社長、当社代表取締役社長 (CEO) を歴任し、当社グループの経営に関する豊富な経歴・実績を有しており、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

やまだ じゅんいち

山田 潤一

再任

(1963年6月8日生)

所有する当社の株式数 12,677株

取締役在任年数 2年

取締役会への出席状況 12/12回(100%)



一 略歴並びに当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	(株)ザ・トーカイ入社	2016年 4月	当社執行役員人事企画部、人事採用・研修室担当
2006年 4月	同社人事部長	2017年 4月	当社常務執行役員総務本部副本部長
2011年 4月	当社執行役員人事部長	2020年 4月	当社常務執行役員総務本部長
2012年 4月	当社執行役員人事企画部長	2021年 6月	当社代表取締役常務執行役員総務本部長(現)

一 取締役候補者とした理由等

山田潤一氏は、当社人事企画部、人事採用・研修室担当、総務本部長等を歴任し、当社グループの業務について豊富な経歴・実績を有しており、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

ふくだ やすひろ
福田 安広

再任

(1957年12月25日生)

所有する当社の株式数 **84,202株**
 取締役在任年数 **12年3ヶ月**
 取締役会への出席状況 **12/12回(100%)**



一 略歴並びに当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月	(株)ザ・トーカイ入社	2010年 6月	同社代表取締役専務
2001年 1月	(株)トーカイ・ブロードバンド・ コミュニケーションズ取締役	2011年 4月	同社代表取締役副社長
2005年10月	(株)TOKAIコミュニケーションズ 常務取締役	2011年 4月	当社取締役(現)
2008年 6月	同社専務取締役	2013年 4月	(株)TOKAIケーブルネットワーク 代表取締役社長
		2018年 4月	(株)TOKAIコミュニケーションズ 代表取締役社長(現)

一 取締役候補者とした理由等

福田安広氏は、当社グループ会社である(株)TOKAIコミュニケーションズの代表取締役に就任しており、当社グループの事業における専門的な見地からの発言が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

すずき みつはや
鈴木 光速

再任

(1957年8月21日生)

所有する当社の株式数 **25,052株**
 取締役在任年数 **12年3ヶ月**
 取締役会への出席状況 **12/12回(100%)**



一 略歴並びに当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	(株)ザ・トーカイ入社	2012年 4月	当社取締役常務執行役員海外担当
2008年 5月	同社セキュリティ・ネット事業部長	2012年 4月	拓開(上海)商貿有限公司董事
2008年 6月	同社執行役員セキュリティ・ネット 事業部長	2014年 4月	当社取締役(現)
2010年 9月	同社執行役員新規事業開発部担当	2015年 5月	(株)TOKAIコミュニケーションズ 代表取締役副社長
2011年 4月	当社取締役常務執行役員新規事業 開発部担当	2018年 4月	(株)TOKAIケーブルネットワーク 代表取締役社長(現)

一 取締役候補者とした理由等

鈴木光速氏は、当社グループ会社である(株)TOKAIケーブルネットワークの代表取締役に就任しており、当社グループの事業における専門的な見地からの発言が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

はまざき
浜崎みつぐ
貢

新任

(1959年10月23日生)

所有する当社の株式数	36,082株
取締役在任年数	一年
取締役会への出席状況	一回(-%)



一 略歴並びに当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月	(株)ザ・トーカイ入社	2021年 4月	当社専務執行役員(現)
2004年 2月	(株)ブケ東海代表取締役社長	2022年 4月	東海ガス(株)代表取締役社長
2009年 1月	トーカイシティサービス(株)代表取締役社長	2023年 4月	(株)ザ・トーカイ代表取締役社長(現)
2013年 4月	(株)ザ・トーカイ常務取締役	2023年 4月	日産工業(株)代表取締役会長(現)
2015年 4月	同社専務取締役	2023年 4月	(株)マルコオ・ポーロ化工代表取締役会長(現)
2019年 4月	東海ガス(株)取締役副社長		

一 取締役候補者とした理由等

浜崎 貢氏は、当社グループ会社である(株)ザ・トーカイの代表取締役に就任しており、当社グループの事業における専門的な見地からの発言が期待できることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

そね まさひろ
曾根 正弘

再任

社外

独立

(1940年7月27日生)

所有する当社の株式数	0株
取締役在任年数	10年
取締役会への出席状況	12/12回(100%)



一 略歴並びに当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況

1964年 4月	(株)フジテレビジョン入社	2009年 6月	同社代表取締役会長
1995年 6月	同社取締役	2011年 6月	同社取締役相談役
1998年 6月	(株)テレビ静岡専務取締役	2013年 6月	当社社外取締役(現)
2005年 6月	同社代表取締役社長		

一 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

曾根正弘氏は、社外取締役として公正中立の立場から意思決定に参画するとともに、経営に関する適切な指導・助言を行っております。また(株)テレビ静岡の代表取締役を務め、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社グループの経営に関する反映していただけると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。社外取締役に選任された場合は、企業経営の観点から、経営方針・経営戦略について、自らの知見に基づき、企業価値の向上のための助言等を行っていただくことを期待しております。

候補者番号

7

ごとう まさひろ
後藤 正博

再任 社外 独立

(1952年7月7日生)

所有する当社の株式数 0株
取締役在任年数 5年
取締役会への出席状況 12/12回(100%)



一 略歴並びに当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月	(株)静岡銀行入行	2015年 6月	同行取締役
2002年 11月	同行執行役員	2015年 6月	静銀ビジネススクリエイト(株)代表取締役会長
2003年 6月	同行常務執行役員	2015年 6月	静銀総合サービス(株)代表取締役会長
2007年 6月	同行取締役常務執行役員	2018年 6月	当社社外取締役(現)
2010年 6月	同行代表取締役専務執行役員	2019年 1月	㈱ゴトー企画取締役(現)
2012年 6月	同行代表取締役副頭取		

一 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

後藤正博氏は、社外取締役として公正中立の立場から意思決定に参画するとともに、経営に関する適切な指導・助言を行っております。また(株)静岡銀行の代表取締役、同行のグループ会社の代表取締役を歴任しており、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社グループの経営に関する反映していただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。社外取締役に選任された場合は、企業経営の観点から、経営方針・経営戦略について、自らの知見に基づき、企業価値の向上のための助言等を行っていただくことを期待しております。

候補者番号

8

かわしま のぶこ
河島 伸子

再任 社外 独立

(1962年10月27日生)

所有する当社の株式数 0株
取締役在任年数 2年
取締役会への出席状況 12/12回(100%)



一 略歴並びに当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	(株)日本長期信用銀行入行	1999年 4月	学校法人同志社 同志社大学経済学部専任講師
1987年 9月	(株)電通総研入社	2004年 4月	同大学経済学部教授(現)
1995年 9月	英国ウォーリック大学文化政策研究センターリサーチフェロー	2016年 6月	タカラバイオ(株)社外取締役(現)
		2021年 6月	当社社外取締役(現)

一 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

河島伸子氏は、これまで社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、同志社大学経済学部の教授を務め、専門的な学識を有しており、社外取締役として公正中立の立場から意思決定に参画するとともに、経営に関する適切な指導・助言を行うことができると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。社外取締役に選任された場合は、大学教授としての観点から、経営方針・経営戦略について、自らの知見に基づき、企業価値の向上のための助言等を行っていただくことを期待しております。

候補者番号

9

うえだ りょうこ

上田 亮子

新任 社外 独立

(1973年2月25日生)

所有する当社の株式数 0株
 取締役在任年数 一年
 取締役会への出席状況 一回(-%)



－ 略歴並びに当社における地位及び担当及び重要な兼職の状況

2001年10月	みずほ証券(株)入社	2020年 2月	(株)マネーフォワード社外取締役
2002年 4月	(株)日本投資環境研究所出向	2020年 3月	SBI大学院大学准教授
2008年 7月	同社へ転籍	2020年 4月	京都大学客員准教授
2013年11月	金融庁金融研究センター特別研究員	2022年 4月	公認会計士・監査審査会委員 (現)
2017年11月	Mizuho International plc(ロンドン)出向	2022年 6月	平田機工(株)社外取締役 (現)
2019年11月	(株)日本投資環境研究所主任研究員 (現)	2022年 6月	SBI大学院大学教授 (現)
		2022年10月	京都大学客員教授 (現)

一 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

上田亮子氏は、これまで社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、コーポレートガバナンス、ESG等に関する専門的な知見を有しており、社外取締役として公正中立の立場から意思決定に参画するとともに、経営に関する適切な指導・助言を行うことができると判断し、社外取締役候補者いたしました。社外取締役に選任された場合は、専門家としての観点から、経営方針・経営戦略について、自らの知見に基づき、企業価値の向上のための助言等を行っていただくことを期待しております。

- (注) 1. 曽根正弘氏、後藤正博氏、河島伸子氏及び上田亮子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 曽根正弘氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって10年となります。
4. 後藤正博氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年となります。
5. 河島伸子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
6. 当社は曽根正弘氏、後藤正博氏及び河島伸子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、3氏の選任が承認された場合、独立役員の指定を継続する予定であります。
7. 当社は上田亮子氏について、独立性については懸念はないものと判断しており、同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
9. 河島伸子氏につきましては、職業上使用している氏名であり、その氏名が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は横山伸子氏であります。

第4号議案 | 監査役5名選任の件

監査役4名の全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査体制の強化、充実を図るため、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されていることを条件として、監査役1名を増員し、監査役2名の再任と新任の3名をあわせて監査役5名の選任をお願いするものであります。

尚、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	候補者属性
1	いしま ひさお 石間尚雄		新任
2	あまがい じろう 雨貝二郎	監査役	再任 社外 独立
3	いとう よしお 伊東義雄	監査役	再任 社外 独立
4	あつみ まさゆき 渥美雅之		新任 社外 独立
5	まつぶち としろう 松渕敏朗		新任 社外 独立

新任 新任監査役候補者 再任 再任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 東京証券取引所の定めにもとづく独立役員

候補者番号

1

いしま ひさお
石間 尚雄

新任

(1957年12月24日生)

所有する当社の株式数 **23,100株**
 監査役在任年数 **一年**
 取締役会への出席状況 **一回(-%)**
 監査役会への出席状況 **一回(-%)**



一 略歴並びに当社における地位及び重要な兼職の状況

1980年 4月	(株)ザ・トーカイ入社	2016年 4月	(株)ザ・トーカイ取締役
2002年 4月	同社静岡支店長	2020年 4月	同社常務取締役
2006年 4月	東海ガス(株)取締役	2022年 6月	同社常勤監査役(現)
2011年 4月	同社常務取締役		
2012年 4月	(株)TOKAIケーブルネットワーク常務取締役		

一 監査役候補者とした理由等

石間尚雄氏は、当社グループ会社の取締役及び常勤監査役を歴任しており、当社グループの事業に関する専門的な知識及び財務・会計に関する知見を有しており、公正中立的な立場から取締役の監視、提言・助言を行うことが期待できることから、監査役候補者いたしました。

候補者番号

2

あまがい じろう
雨貝 二郎

再任

社外

独立

(1945年 4月13日生)

所有する当社の株式数 **0株**
 監査役在任年数 **12年3ヶ月**
 取締役会への出席状況 **12/12回(100%)**
 監査役会への出席状況 **11/11回(100%)**



一 略歴並びに当社における地位及び重要な兼職の状況

1968年 4月	通商産業省(現経済産業省)入省	2006年 6月	同社代表取締役会長兼社長(現)
1997年 1月	人事院公務員研修所長	2008年 6月	日本アルコール産業(株)取締役会長(現)
1999年 7月	同院公平局長	2011年 4月	当社社外監査役(現)
2001年 1月	(株)ダイエー代表取締役会長	2017年10月	日本合成アルコール(株)代表取締役会長(現)
2004年 6月	日本アルコール販売(株)代表取締役社長		

一 社外監査役候補者とした理由等

雨貝二郎氏は、日本アルコール販売(株)の代表取締役を務め、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、公正中立的な立場から取締役の監視、提言・助言を行っていただく観点から、引き続き社外監査役候補者いたしました。社外監査役に選任された場合は、企業経営の観点から、適切な取締役の監視、提言・助言を行っていただくことを期待しております。

候補者番号

3

いとう よしお
伊東 義雄

再任 社外 独立

(1952年8月5日生)

所有する当社の株式数 0株
 監査役在任年数 8年
 取締役会への出席状況 11/12回(91.7%)
 監査役会への出席状況 10/11回(90.9%)



一 略歴並びに当社における地位及び重要な兼職の状況

1975年 4月	大東京火災海上保険(株)入社	2011年 6月	あいおい生命保険(株)専務取締役
2007年 7月	同社常務役員北関東本部長	2011年10月	三井住友海上あいおい生命保険(株)取締役専務執行役員
2009年 4月	同社執行役員東北本部長	2013年 4月	同社代表取締役副社長執行役員
2010年 4月	同社常務執行役員	2015年 6月	当社社外監査役 (現)
2010年10月	あいおいニッセイ同和損害保険(株)常務執行役員	2020年 6月	ぜんち共済(株)社外監査役 (現)

一 社外監査役候補者とした理由等

伊東義雄氏は、あいおいニッセイ同和損害保険(株)の執行役員、三井住友海上あいおい生命保険(株)の代表取締役を歴任しており、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、公正中立の立場から取締役の監視、提言・助言を行っていただく観点から、引き続き社外監査役候補者いたしました。社外監査役に選任された場合は、企業経営の観点から、適切な取締役の監視、提言・助言を行っていただくことを期待しております。

候補者番号

4

あつみ まさゆき
渥美 雅之

新任 社外 独立

(1981年12月14日生)

所有する当社の株式数 0株
 監査役在任年数 一年
 取締役会への出席状況 一回(一%)
 監査役会への出席状況 一回(一%)



一 略歴並びに当社における地位及び重要な兼職の状況

2006年 4月	公正取引委員会事務局入局	2017年 9月	英国弁護士登録
2009年12月	弁護士登録	2019年 1月	三浦法律事務所弁護士 (現)
2010年 1月	森・濱田松本法律事務所弁護士	2019年 9月	神戸大学法学研究科非常勤講師 (現)
2015年 8月	コピントンアンドバーリング法律事務所	2022年 5月	アークラズ社外取締役監査等委員 (現)
2016年 1月	ニューヨーク州弁護士登録		
2016年 6月	米国連邦取引委員会		

一 社外監査役候補者とした理由等

渥美雅之氏は、これまで社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、三浦法律事務所の弁護士を務め、弁護士として培われた法律知識と幅広い見識を有しており、公正中立の立場から取締役の監視、提言・助言を行っていただく観点から、社外監査役候補者いたしました。社外監査役に選任された場合は、弁護士としての観点から、適切な取締役の監視、提言・助言を行っていただくことを期待しております。

候補者番号

5

まつぶち としろう

松瀨 敏朗

新任

社外

独立

(1967年1月23日生)

所有する当社の株式数 0株
 監査役在任年数 一年
 取締役会への出席状況 一回(-%)
 監査役会への出席状況 一回(-%)



一 略歴並びに当社における地位及び重要な兼職の状況

1992年10月	中央新光監査法人	2008年 8月	ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所パートナー
1996年 4月	公認会計士登録	2011年 2月	清陽監査法人代表社員 (現)
1999年10月	(株)ビジネストラスト取締役	2014年10月	マルコポーロ会計事務所代表 (現)
2002年10月	BDJ法律会計事務所パートナー	2017年 5月	(株)プレナス社外取締役 (現)
2003年10月	税理士登録	2019年 8月	(株)ファイブドライブ社外非常勤監査役 (現)
2008年 3月	行政書士登録		

一 社外監査役候補者とした理由等

松瀨敏朗氏は、マルコポーロ会計事務所の代表を務め、公認会計士・税理士として培われた会計知識と幅広い見識を有しており、公正中立の立場から取締役の監視、提言・助言を行っていただく観点から、社外監査役候補者といいたしました。社外監査役に選任された場合は、公認会計士・税理士としての観点から、適切な取締役の監視、提言・助言を行っていただくことを期待しております。

- (注) 1. 雨貝二郎氏、伊東義雄氏、渥美雅之氏及び松瀨敏朗氏は、社外監査役候補者であります。
- 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
 - 雨貝二郎氏は、現在、当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって12年3ヶ月となります。
 - 伊東義雄氏は、現在、当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
 - 当社は雨貝二郎氏及び伊東義雄氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合、独立役員の指定を継続する予定であります。
 - 当社は渥美雅之氏及び松瀨敏朗氏について、独立性の懸念はないものと判断しており、両氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
 - 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

補欠監査役に選任された御宿哲也氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

尚、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

みしく てつや
御宿 哲也

再任 社外 独立

(1965年5月30日生)

所有する当社の株式数 575株



一 略歴及び重要な兼職の状況

1993年 4月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 飯沼総合法律事務所入所	2005年10月	㈱TOKAIコミュニケーションズ監査役
2003年11月	静岡県弁護士会に登録変更 あおば法律事務所入所	2010年 8月	葵タワー法律事務所開設
		2013年 4月	弁護士法人化 弁護士法人御宿・長町法律事務所（現）

一 補欠の社外監査役候補者とした理由等

御宿哲也氏は、これまで社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として培われた法律知識と幅広い見識を有しており、公正中立的な立場から取締役の監視、提言・助言を行っていただく観点から、補欠の社外監査役候補者としていたしました。

- (注) 1. 御宿哲也氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
3. 当社は御宿哲也氏について、独立性について懸念はないものと判断しており、同氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役及び監査役のスキル・マトリックス（本総会において各取締役候補者及び監査役候補者が選任された場合）

		企業経営	財務/会計	法務/コンプライアンス・リスク管理	国際性	DX	サステナビリティ	人事/人材開発	営業/マーケティング
取締役									
代表取締役社長（CEO）	小栗 勝男	●		●			●	●	
代表取締役常務執行役員	山田 潤一		●	●			●	●	
取締役	福田 安広	●				●		●	●
取締役	鈴木 光速	●					●	●	●
取締役	浜崎 貢	●					●	●	●
社外取締役	曾根 正弘	●			●		●	●	
社外取締役	後藤 正博	●	●					●	●
社外取締役	河島 伸子				●		●	●	
社外取締役	上田 亮子		●	●			●	●	
監査役									
常勤監査役	石間 尚雄		●					●	●
社外監査役	雨貝 二郎	●	●					●	●
社外監査役	伊東 義雄	●		●				●	●
社外監査役	渥美 雅之		●	●	●		●		
社外監査役	松淵 敏朗	●	●	●	●				

注 各人保有スキルのうち、特に強みのあるものを最大4つに「●」をつけております。

以 上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内経済は、円安進行やウクライナ情勢に起因した原材料やエネルギー価格の高騰による物価高が懸念される状況で推移しましたが、ウィズコロナの下で、政府による各種政策や企業による賃上げや働き方の多様化支援の動きも拡がっており、景気の持ち直しが期待されております。

当連結会計年度においては、事業エリアの拡大の推進、デジタルマーケティングの推進、オープンイノベーションの創出、DX戦略の本格化、経営資源の最適配分、SDGsに向けた取り組み強化に、引き続きグループ一丸となって取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度においては、グループの継続取引顧客件数が106千件増加（前連結会計年度は95千件増加）し3,299千件、TLC会員サービスの会員数が同71千件増加（前連結会計年度は107千件増加）し1,158千件となりました。

さらに2022年6月には産業廃棄物処理、木材チップ製造等を営む株式会社ウッドリサイクル（岐阜県下呂市）の株式を取得して連結子会社化し、10月には物流・倉庫業向けパッケージソフトの開発・販売・保守を営む株式会社ジェイ・サポート（福岡市中央区）と、CATV事業を営む沖縄ケーブルネットワーク株式会社（沖縄県那覇市）の株式を取得して連結子会社化しました。2023年3月には連結子会社の株式会社TOKAIキッズタッチ（静岡市葵区）が一時預かり託児所サービスを開始しました。

また、2023年3月には愛媛県松山市へ新たなLPガス販売の営業拠点を開設し四国エリアへの進出を果たす等、事業基盤の拡大について順調な成果が得られました。

このような状況のもと、当連結会計年度における業績については、売上高は230,190百万円（前連結会計年度比9.3%増）となりましたが、ガス仕入コストの高騰や顧客獲得費用の増加等により、営業利益は14,919百万円（同5.5%減）、ベトナムの関連会社に係るのれんの減損損失等を計上し、経常利益は13,289百万円（同16.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,465百万円（同27.9%減）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

(エネルギー)

LPガス事業につきましては、引き続き顧客獲得を推進した結果、需要家件数は前連結会計年度末から31千件増加し746千件となりました。また、工業用ガス販売における仕入価格に連動した販売価格の上昇等により、売上高は82,921百万円（前連結会計年度比12.4%増）となりました。

都市ガス事業につきましては、需要家件数は前連結会計年度末から5千件増加し75千件となりました。また、原料費調整制度の影響により、売上高は19,607百万円（同50.8%増）となりました。

これらにより、当セグメントの売上高は102,528百万円（同18.2%増）となりましたが、ガス仕入コストの高騰等が影響し営業利益は4,285百万円（同29.3%減）となりました。

(建築設備不動産)

建築設備不動産事業につきましては、大型の設備工事や土木工事、店舗等の新築工事が減少したこと等により、当セグメントの売上高は26,809百万円（同3.5%減）、営業利益は1,312百万円（同23.1%減）となりました。

(CATV)

CATV事業につきましては、地域密着の事業者として地元の情報発信や番組制作に注力するとともに、大手動画配信事業者と提携する等コンテンツの充実に努めてまいりました。また、営業活動を積極的に実施したことで、放送サービスの顧客件数は前連結会計年度末から26千件増加し914千件、通信サービスの顧客件数は前連結会計年度末から29千件増加し373千件となりました。

これらにより、当セグメントの売上高は34,500百万円（同5.9%増）、営業利益は5,523百万円（同6.4%増）となりました。

(情報通信)

コンシューマー向け事業につきましては顧客純増への転換に努め、I S P事業については大手携帯キャリアとの提携による獲得強化、モバイル事業についてはL I BMOのサービスメニューの拡充や固定回線とのセットプラン等により顧客獲得を推進しました。これらの施策の結果、ブロードバンド顧客は純増基調に転じ前連結会計年度末から11千件増加し665千件、L I BMOについては同16千件増加し71千件となりましたが、A R P Uの減少等により、売上高は24,402百万円（同0.0%増）と前年並みとなりました。

法人向け事業につきましては、キャリアサービス及びクラウドサービスが順調に進捗、受託開発案件の増加等により、売上高は29,542百万円（同9.4%増）となりました。

これらにより、当セグメントの売上高は53,945百万円（同5.0%増）、営業利益は3,841百万円（同14.5%増）となりました。

(アクア)

アクア事業につきましては、大型商業施設等での催事営業に加えて、W E B獲得やテレマーケティング等の非対面営業も実施し、顧客件数は前連結会計年度末並みの165千件となりました。

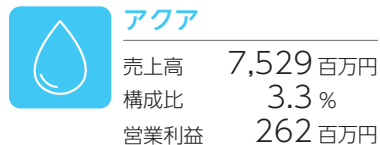
一方、当セグメントの売上高は、世帯当たり消費量の減少等により7,529百万円（同1.3%減）となりましたが、営業費用を抑制し営業利益は262百万円（同462.6%増）となりました。

(その他)

その他の事業のうち、介護事業につきましては、利用者数が増加したことにより、売上高は1,362百万円（同0.7%増）となりました。造船事業につきましては、船舶の修繕工事量が増加したことにより、売上高は1,709百万円（同2.2%増）となりました。婚礼催事事業につきましては婚礼、宴会事業ともに回復がみられ、売上高は1,012百万円（同56.5%増）となりました。

これらにより、当セグメントの売上高は4,876百万円（同7.4%増）、営業利益は169百万円（前連結会計年度は103百万円の営業損失）となりました。

■ 企業集団の事業セグメント別売上高の状況



■ 主要な事業内容

事業	主要な事業内容
エネルギー	L P ガス、L N G、その他高圧ガス及び石油製品の販売、都市ガスの供給、関連商品の販売、関連設備・装置の建設工事、セキュリティ等
建築設備不動産	住宅等の建築、不動産の開発・販売及び賃貸、住宅設備機器等の建築用資材・機器の販売、建物等の附帯設備・装置の建設工事、リフォーム、土木工事、電気工事等
CATV	放送、CATV網によるインターネット接続等
情報通信	ソフトウェア開発、情報処理サービス、インターネット接続、通信機器販売及び代理店業務等
アクア	飲料水の製造及び販売等
その他	婚礼催事事業、船舶修繕事業、介護事業、保険事業、子育て支援事業等

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資（営業権を含む）の総額は20,424百万円であります。

なお、当連結会計年度中に完成した主要な設備の内容等は次のとおりであります。

事業セグメント	部門	設備の内容等
エネルギー	L P ガス部門	ガス供給設備等の新設と拡充
	都市ガス部門	都市ガス供給設備等の新設と拡充
C A T V	C A T V 部門	C A T V 事業に係る伝送路設備の新設と拡充
情報通信	システムイノベーションサービス部門	データセンター設備の拡充
	企業向け通信部門	光ファイバー幹線及び伝送装置の新設と拡充

(3) 資金調達の状況

設備投資・M&A資金として116億円の長期借入金を調達いたしました。約定返済との差額により、有利子負債残高は前連結会計年度末と比べ25億円増加し466億円となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループにおいて認識している対処すべき課題及びそれらの課題に対する取り組みについては、以下に記載する通りであります。

【全社共通】

当社は2021年12月にT O K A Iグループ「サステナビリティ宣言」を公表し、以下6つのマテリアリティ（重要課題）、それに紐づく19の取組課題と2030年までに達成すべき目標を定めた上で、事業活動を通じて社会課題の解決に努めております。また、取締役会の諮問機関として「サステナビリティ推進委員会」を設置し、目標達成に向けた取り組み状況を評価・検証しております。

～TOKAIグループ マテリアリティ～

- (i) 脱炭素とクリーンエネルギー
- (ii) スマート社会の実現
- (iii) 暮らしの基盤づくり
- (iv) 地域共存と社会貢献
- (v) 働きがい、やりがいの高い職場環境
- (vi) ガバナンス

上記に掲げた6つのマテリアリティについては、2023年度より、(i)にかかる環境 (Environment) についてはGX推進室、(ii)～(v)にかかる社会 (Social) についてはサステナビリティ経営推進室、(vi)にかかる企業統治 (Governance) についてはガバナンス推進室と3つの専門部署を新たに設置し、目標の達成実現に向けて取り組みを開始したところであります。

また各事業の対処すべき課題は以下のとおりであります。

① エネルギー事業

LPガス・都市ガスにつきましては、2021年5月に公表しました「カーボンニュートラル ビジョン」の実現に向けて、GX推進室を牽引役として、新たに2023年4月にGX推進委員会を設置しました。当委員会は、当社グループ全体におけるグリーントランスフォーメーションの推進と環境負荷軽減への取り組み、情報共有を行うことを目的としております。

当社グループは、これまでも都市ガス事業においてはJクレジットを活用したカーボンニュートラル都市ガスを自治体・公共施設向けに販売を行い、LPガス事業においても、カーボンニュートラルLPGを取り扱うなど取り組んできましたが、今後もエネルギー事業者として培ったノウハウや技術力を活かしながら、再生可能エネルギー、高効率ガス機器の販売等と掛け合わせて、持続可能な低炭素社会の実現に向け努力してまいります。

また、気候温暖化以外にも、人口の減少やエネルギー事業者間での競争など事業環境は厳しく、これらへの対応が課題と認識しております。そのため、業務の効率化やコスト低減、顧客の利便性向上による差別化などに取り組んでまいります。

② 建築設備不動産事業

建築設備不動産事業につきましては、災害時でも安心・快適・便利を提供する生活水と電気の完全自給自足をコンセプトに掲げた住宅「GQハウス」や介護リフォームを展開するなど、お客様の暮らしの基盤づくりに取り組んでおります。また建築土木の分野は、災害復興には不可欠であり、地域の皆様が安心出来るよう今後も万全な体制を整備してまいります。

③ C A T V事業

C A T V事業につきましては、大手通信事業者との競合が年々激しさを増している状況にあります。

このような状況に対し、当社グループは、コミュニティチャンネルについて、お客様の暮らしに寄り添う番組作りを念頭に、行政と連携した地域の日々の出来事から災害情報の発信、地元を巡る視聴者参加型番組、イベント・スポーツの生中継など、地域と一体となって取り組んでおります。今後も地域の皆様の暮らしを支える、地域の活性化に繋がる番組作りに取り組んでまいります。

また当社グループは、放送・通信セット加入による割引サービス、大手携帯キャリアとの連携によるスマホセット割引、大手動画配信事業との提携による番組コンテンツの充実などに取り組んでおりますが、今後もお客様のニーズに合わせたサービスを取り込み、C A T V事業者としての価値を醸成し、顧客基盤の強化、拡充にも取り組んでまいります。

④ 情報通信事業

コンシューマー向け事業につきましては、ブロードバンド、スマホについては日常生活に不可欠であるがゆえ、市場は成熟期を迎えており、現在は切替などによる事業者間競争が激化しております。当社グループにおいては、お客様のニーズに合わせた最適プランの提案、獲得ルートの開拓や解約率の低減に努めるなど、顧客基盤の維持・拡大に取り組んでおります。

法人向け事業につきましては、技術革新の変化への対応とそれを実現する技術者の確保、電力価格高騰による事業コスト増加への対応が課題と認識しております。当社グループにおいては、従来からの自社光ファイバーネットワークとデータセンター、システム開発を三位一体で提供するソリューションサービスに加え、クラウドサービスを取り込むなど、ストックサービスの拡充に取り組んでまいりました。また、発展著しいA I ・ I o T ・ビッグデータを活用したサービスの商品化についても進めております。このような新しい技術に対応するため、技術者の確保・育成については、教育・研修プログラムを充実させるなど、より一層力を入れて取り組んでまいります。

⑤ アクア事業

アクア事業につきましては、顧客先より引き上げたウォーターサーバー、ボトルの取り扱いをマテリアリティに紐づく19の取組課題の1つにあげております。環境に配慮した材質の使用、自社再生工場による循環再利用の促進に努めております。

また、宅配事業者からの配送単価の値上げ要請や製造原価の上昇等、コスト管理についても事業課題と捉え、顧客獲得の強化と並行して同業他社とのアライアンス等、コストの抑制に努めてまいります。

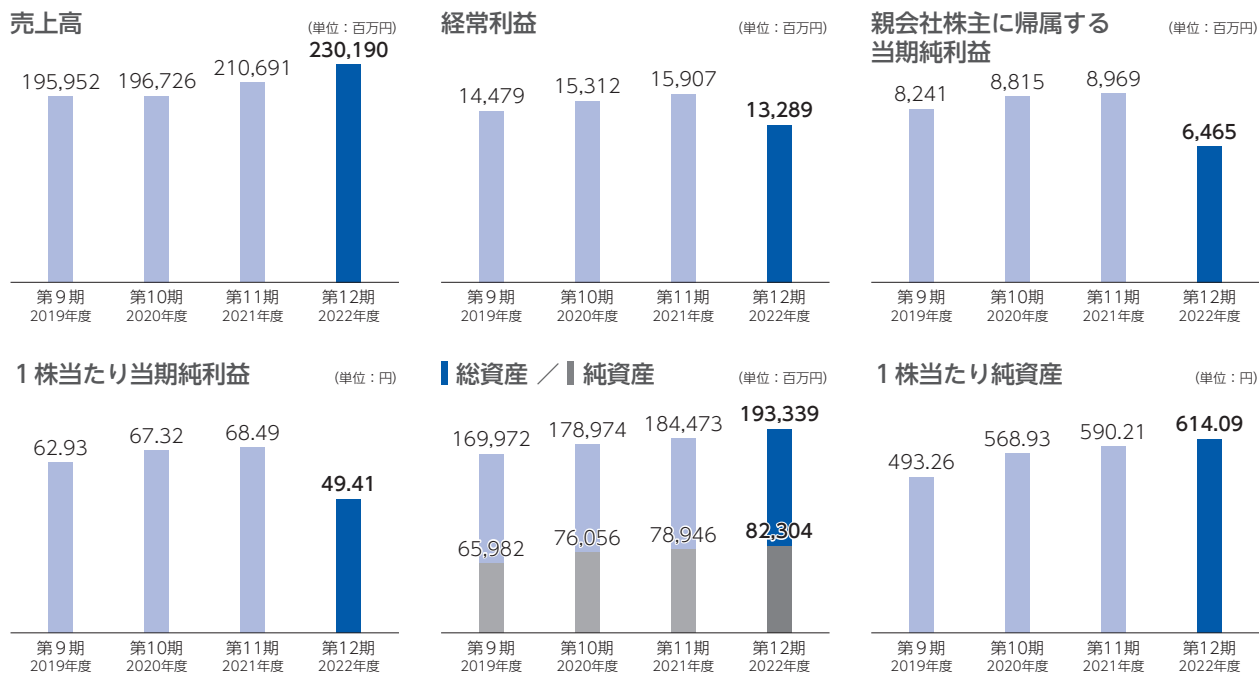
⑥ 内部統制・コンプライアンスに関する取り組み

当社は、不適切な経費の使用等に関して2022年12月14日付で特別調査委員会より調査報告書を受領し、同委員会の提言を踏まえて2022年12月23日付「再発防止策及び関係者の処分に関するお知らせ」に記載のとおり、以下の4項目からなる再発防止策を策定しました。

- (1) コンプライアンス意識の徹底
- (2) 当社社長に関する経費処理のあり方の見直し
- (3) 役員に対する牽制を行う体制の強化
- (4) その他（指名・報酬委員会における決定プロセスの透明化等）

これらの再発防止策を有効に機能させるのはもちろんのこと、今後とも全力で社内体制の再構築及び信頼の回復に取り組んでまいります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移



区 分		第9期 2019年度	第10期 2020年度	第11期 2021年度	第12期 (当連結会計年度) 2022年度
売上高	(百万円)	195,952	196,726	210,691	230,190
経常利益	(百万円)	14,479	15,312	15,907	13,289
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	8,241	8,815	8,969	6,465
1株当たり当期純利益	(円)	62.93	67.32	68.49	49.41
総資産	(百万円)	169,972	178,974	184,473	193,339
純資産	(百万円)	65,982	76,056	78,946	82,304
1株当たり純資産	(円)	493.26	568.93	590.21	614.09

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第11期の期首から適用しており、第11期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	出資比率 %	主要な事業内容
(株)ザ・トーカイ	14,004	100.0	L P ガスの販売、住宅等の建築、不動産の開発・販売及び賃貸、太陽光発電、飲料水の製造及び販売
(株)T O K A I コミュニケーションズ	1,221	100.0	ソフトウェア開発、情報処理サービス、インターネット接続、通信機器販売及び代理店業務等
東海ガス(株)	925	100.0	静岡県焼津市、藤枝市、群馬県下仁田町等の営業区域における都市ガスの供給及びL P ガスの販売
(株)T O K A I ケーブルネットワーク	1,000	100.0	放送、C A T V 網によるインターネット接続等
エルシーパイ(株)	353	89.2	放送、C A T V 網によるインターネット接続等
(株)倉敷ケーブルテレビ	400	98.3	放送、C A T V 網によるインターネット接続等

- (注) 1. 当社の出資比率には当社の子会社を通じた間接所有分が含まれています。
2. 当事業年度の末日における特定完全子会社については該当ありません。

② 企業結合の経過及び成果

上記重要な子会社6社を含む39社が連結対象子会社であり、持分法適用関連会社は10社であります。当連結会計年度の売上高は230,190百万円（前連結会計年度比9.3%増）、経常利益が13,289百万円（同16.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,465百万円（同27.9%減）となりました。

(7) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

事業	主要な事業内容
エネルギー	L P ガス、L N G、その他高圧ガス及び石油製品の販売、都市ガスの供給、関連商品の販売、関連設備・装置の建設工事、セキュリティ等
建築設備不動産	住宅等の建築、不動産の開発・販売及び賃貸、住宅設備機器等の建築用資材・機器の販売、建物等の附帯設備・装置の建設工事、リフォーム、土木工事、電気工事等
C A T V	放送、C A T V 網によるインターネット接続等
情報通信	ソフトウェア開発、情報処理サービス、インターネット接続、通信機器販売及び代理店業務等
アクア	飲料水の製造及び販売等
その他	婚礼催事事業、船舶修繕事業、介護事業、保険事業、子育て支援事業等

(8) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

社名	事業所名	所在地	支店名
(株)TOKAIホールディングス	本 社	静岡県	
	東 京 本 社	東京都	
(株)ザ・トーカイ	本 社	静岡県	
	東 京 本 社	東京都	
	大井川港基地	静岡県	
	アクア工場	静岡県	焼津プラント、富士山プラント
	営 業 所	静岡県	熱海支店、沼津支店、三島支店、御殿場支店、富士支店、富士宮支店、清水支店、静岡支店、焼津支店、榛原支店、中遠支店、浜松支店、浜北支店
		東京都	多摩支店
		神奈川県	横浜支店、厚木支店、相模原支店、湘南支店、小田原支店、川崎支店
		埼玉県	大宮支店、熊谷支店、川越支店、川口支店、所沢支店、和光支店
		千葉県	千葉支店、松戸支店、市原支店、木更津支店、旭支店、大原支店
		群馬県	群馬支店
		栃木県	宇都宮支店、小山支店、那須支店
		茨城県	茨城支店、つくば支店、日立支店
		福島県	福島支店、郡山支店
宮城県		仙台支店	
岐阜県	岐阜支店		

社名	事業所名	所在地	支店名
(株)TOKAIコミュニケーションズ	本社	静岡県	
	東京本部	東京都	
	データセンター	静岡県 岡山県	
	営業所	神奈川県	カスタマーセンター、神奈川事業所
		埼玉県	埼玉事業所
		千葉県	千葉事業所
大阪府		大阪事業所	
	愛知県	名古屋営業所	
東海ガス(株)	本社	静岡県	
	藤枝本部	静岡県	
	営業所	静岡県	島田支店、ショールーム
		群馬県	下仁田支店
(株)TOKAIケーブルネットワーク	本社	静岡県	
	静岡本部	静岡県	
	営業所	静岡県	カスタマーセンター、三島支店、沼津支店、富士支店、西静岡支店、御殿場支店、メディアプラザ藤枝
エルシーブイ(株)	本社	長野県	
(株)倉敷ケーブルテレビ	本社	岡山県	
その他33社	本社	静岡県、東京都、神奈川県、千葉県、岡山県、岐阜県、愛知県、秋田県、宮城県、福岡県、沖縄県、中国上海市、ミャンマー	

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

(名)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数		前期末比増減数	
エネルギー	1,495	(370)	12	(△13)
建築設備不動産	431	(134)	21	(1)
C A T V	753	(96)	96	(14)
情報通信	1,309	(100)	33	(△3)
アクア	154	(54)	0	(△5)
その他	283	(165)	10	(△1)
全社 (共通)	164	(23)	10	(△1)
合計	4,589	(942)	182	(△8)

(注) 1. 従業員数は就業人員（グループ外への出向者を除いております）であり、臨時従業員数（フルタイム、パートタイム及び契約社員等であり、派遣社員を除いております）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門（当社及び㈱TOKAIマネジメントサービス）に所属、出向しているものであります。

(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

(百万円)

借入先	借入金残高
㈱静岡銀行	7,850
㈱みずほ銀行	7,064
三井住友信託銀行㈱	6,912
㈱三井住友銀行	6,234
㈱三菱UFJ銀行	6,218
静岡県信用農業協同組合連合会	4,146

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 300,000,000株
- ② 発行済株式の総数 131,356,390株（自己株式8,323,587株を除く）
- ③ 株主数 121,148名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14,459,500株	11.0%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	7,559,820株	5.8%
鈴与商事株式会社	5,799,700株	4.4%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,417,500株	3.4%
東京海上日動火災保険株式会社	4,111,887株	3.1%
株式会社静岡銀行	4,065,527株	3.1%
TOKAIグループ従業員持株会	3,842,601株	2.9%
三井住友信託銀行株式会社	3,816,000株	2.9%
株式会社みずほ銀行	3,588,577株	2.7%
アストモスエネルギー株式会社	2,724,848株	2.1%

（注）自己株式（8,323,587株）は上記大株主及び持株比率の計算からは除いております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
小 栗 勝 男	代表取締役社長 (CEO)	(株)ザ・トーカイ代表取締役社長 (株)ジョイネット代表取締役社長
山 田 潤 一	代表取締役常務執行役員	総務本部長
中 村 俊 則	代表取締役常務執行役員	経営管理本部長
鴫 田 勝 彦	取締役	
福 田 安 広	取締役	(株)TOKAIコミュニケーションズ代表取締役社長
鈴 木 光 速	取締役	(株)TOKAIケーブルネットワーク代表取締役社長
曾 根 正 弘	取締役	
後 藤 正 博	取締役	(有)ゴトー企画 取締役
河 島 伸 子	取締役	学校法人同志社 同志社大学経済学部教授 タカラバイオ(株)社外取締役
村 田 孝 文	監査役 (常勤)	
立 石 健 二	監査役	弁護士法人立石塩谷法律事務所代表弁護士 富士川まちづくり(株)社外監査役 富士宮信用金庫 理事
雨 貝 二 郎	監査役	日本アルコール販売(株)代表取締役会長兼社長 日本アルコール産業(株)取締役会長 日本合成アルコール(株)代表取締役会長
伊 東 義 雄	監査役	ぜんち共済(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役菅根正弘氏、取締役後藤正博氏及び取締役河島伸子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役立石健二氏、監査役雨貝二郎氏及び監査役伊東義雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。当事業年度末日における執行役員（取締役を兼務する執行役員は除く）は次のとおりです。
- | | | | | | |
|--------|------|--------|------|--------|------|
| 専務執行役員 | 浜崎 貢 | 常務執行役員 | 豊國浩治 | 常務執行役員 | 大石明彦 |
| 常務執行役員 | 中村俊克 | 常務執行役員 | 谷口芳浩 | 常務執行役員 | 鈴木文男 |
| 執行役員 | 松浦 晋 | 執行役員 | 横田直人 | 執行役員 | 池谷 聡 |
5. 上記執行役員については、事業年度末日後、次のとおり異動がありました。
- 地位の異動 ()内は従前の地位
- | | | | | | |
|--------|---------------|------|--------|------|------|
| 専務執行役員 | (新任) | 丸山一洋 | 常務執行役員 | (新任) | 小林 弘 |
| 常務執行役員 | (代表取締役常務執行役員) | 中村俊則 | 常務執行役員 | (新任) | 荻堂盛修 |
| 執行役員 | (新任) | 鈴木秀人 | | | |
- 以上 2023年4月1日付
6. 上記執行役員の内、大石明彦氏、中村俊克氏、鈴木文男氏及び松浦 晋氏については、2023年3月31日をもって退任いたしました。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
中村 俊則	2023年3月31日	辞任	代表取締役常務執行役員 経営管理本部長
鶴田 勝彦	2023年3月31日	辞任	

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (人)
		固定報酬	賞与	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	125 (18)	121 (18)	— (—)	4 (—)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	48 (22)	48 (22)	— (—)	— (—)	4 (3)

- (注) 上記のほか、無報酬の取締役2名があります。この2名は子会社の役員を兼務する取締役であり、子会社から役員として受けた報酬の総額は72百万円であります。

ロ. 非金銭報酬等の内容

当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、取締役に対して株式報酬を交付しております。

業績評価の指標は、当該事業年度の連結営業利益を選択しております。詳細は、下記「二. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりです。

株式報酬の結果につきましては、定時株主総会後に開催の取締役会で承認を得ております。

2022年度につきましては、営業利益が前年度実績15,794百万円、業績予想14,500百万円に対し、14,919百万円となり、業績予想は達成できましたが前年実績を下回る結果となりました。

ハ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2012年6月28日開催の第1回定時株主総会での決議により、年額350百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）としております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は2名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2016年6月24日開催の第5回定時株主総会での決議により、株式報酬の額を1事業年度ごとに20,000ポイントを上限としています（1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（社外取締役は除く）です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2012年6月28日開催の第1回定時株主総会での決議により、年額60百万円以内としています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

a 当社の取締役の報酬は、株主総会にて決定する報酬の限度内で、経営内容、経済情勢、個別の役員評価結果、社員給与とのバランス等を考慮し、職責や業務貢献度を適正に反映した報酬体系とすることを基本方針と定めております。なお、当該方針については、2023年3月3日開催の指名・報酬委員会で審議した上で、2023年3月9日開催の取締役会に付議し決定方針を決議いたしました。

b 決定方針の内容の概要

取締役の報酬は、固定報酬（月額報酬）及び賞与、非金銭報酬の株式報酬により構成します。但し、社外取締役については、その職務に鑑み、非金銭報酬の株式報酬は支給しません。

i 固定報酬等

上記 a の基本方針及び役員報酬等に関する内規に基づき、総合的に勘案して役員評価を決定し、固定報酬及び賞与は、定められた上限金額及び役員評価結果と金額の対応関係を踏まえ決定するものとします。固定報酬は、月例の固定報酬とし、賞与が支給される場合には、7月支給とします。

ii 非金銭報酬の株式報酬

株式報酬は、役員株式給付規程により定められた下記算式により算出されたポイントをもとに給付額を算出し決定します。

$$\text{ポイント} = \text{役位別ポイント} \times \text{評価対象期間における業績に応じた業績評価係数}$$

業績評価の指標は、当該事業年度の連結営業利益を選択し、対前年度実績及び業績予想の達成度合いにより決定します。業績評価係数は、連結営業利益が前年度以上かつ業績予想達成の場合は業績評価係数1.0、連結営業利益が前年度以上かつ業績予想90%以上100%未満の場合は業績評価係数0.9、連結営業利益が前年度以上かつ業績予想90%未満の場合は業績評価係数0.5、連結営業利益が前年度未満かつ業績予想達成の場合は業績評価係数0.5、連結営業利益が前年度未満かつ業績予想未達成の場合は業績評価係数0.0となります。

当該指標を選択した理由は、企業本来の営業活動の成果を示した数値であり、1年間の業績評価の判断基準として最適であると考えたからです。

なお、株式報酬は、中長期的な企業価値向上との連動制を強化した報酬構成とするため、役員を退任した時に、付与されたポイント数に応じて当社株式を給付します。

iii 報酬の割合の決定方針

社外取締役を除く取締役の報酬について、固定報酬等と非金銭報酬の割合は下記のとおりです。この割合は、固定報酬等を該当の役位における中央値とし、かつ非金銭報酬を2022年度にかかる実績値とした場合の支給額の割合であり、当社の業績及び株価の変動等に応じて支給額も変動します。

役位	固定報酬等	非金銭報酬
代表取締役 社長	95%	5%
代表取締役 常務	96%	4%

- ｃ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が個人別の役員評価結果、固定報酬金額、賞与金額、非金銭的報酬である株式報酬の給付額が決定方針に沿って決定されていることを審議の中で確認しているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

- ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、2022年11月14日開催の取締役会決議にもとづき代表取締役社長小栗勝男及び代表取締役常務執行役員山田潤一が、その具体的内容について委任を受け、その権限の内容は、各取締役の役員評価と役員評価を踏まえた固定報酬の額および賞与の配分であります。当社グループ全体の業績等を総合的に勘案しつつ各取締役の評価を行うにはこの2名が適任であると判断し委任しております。当該権限が代表取締役2名によって適切に行きわたるよう、指名・報酬委員会が独立社外取締役の3名に対して、各取締役の固定報酬及び賞与の額並びに役員人事について説明し、助言等を受けただうえで、代表取締役2名は、当該助言等の内容に従って決定をしております。

なお、2022年度に係わる賞与支給総額については、2023年4月18日開催の指名・報酬委員会の答申を受け決定しております。

④ 社外役員に関する事項

- イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役後藤正博氏は、(有)ゴトー企画の取締役を兼務しております。
同社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役河島伸子氏は、学校法人同志社 同志社大学経済学部教授、タカラバイオ(株)の社外取締役を兼務しております。
同大学及び同社と当社との間に特別の関係はありません。
- ・ 監査役立石健二氏は、弁護士法人立石塩谷法律事務所の代表弁護士、富士川まちづくり(株)の社外監査役、富士宮信用金庫の理事を兼務しております。
同弁護士法人及び各社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役雨貝二郎氏は、日本アルコール販売(株)の代表取締役会長兼社長、日本アルコール産業(株)の取締役会長、日本合成アルコール(株)の代表取締役会長を兼務しております。
3社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役伊東義雄氏は、ぜんち共済(株)の社外監査役を兼務しております。
同社と当社との間には特別の関係はありません。

□ 当事業年度における主な活動状況

	社外取締役			社外監査役		
	曾根正弘	後藤正博	河島伸子	立石健二	兩貝二郎	伊東義雄
1) 取締役会への出席状況	全12回中12回出席 (100.0%)	全12回中12回出席 (100.0%)	全12回中12回出席 (100.0%)	全12回中11回出席 (91.7%)	全12回中12回出席 (100.0%)	全12回中11回出席 (91.7%)
2) 監査役会への出席状況	—	—	—	全11回中10回出席 (90.9%)	全11回中11回出席 (100.0%)	全11回中10回出席 (90.9%)
3) 取締役会・監査役会での発言状況及び社外取締役に期待される役割に対して行った職務の概要	会社経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立的立場から意思決定に参画するとともに、自らの知見に基づき、経営方針・経営戦略についての企業価値向上のための適切な助言・指導を行っております。	会社経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立的立場から意思決定に参画するとともに、自らの知見に基づき、経営方針・経営戦略についての企業価値向上のための適切な助言・指導を行っております。	大学教授として培われた専門的学識を活かし、公正中立的立場から意思決定に参画するとともに、自らの知見に基づき、経営方針・経営戦略についての企業価値向上のための適切な助言・指導を行っております。	裁判官・弁護士として培われた法律知識と幅広い見識を活かし、公正中立的立場から取締役の監視、提言・助言を行っております。	会社経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立的立場から取締役の監視、提言・助言を行っております。	会社経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立的立場から取締役の監視、提言・助言を行っております。

- (注) 1. 上記取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第30条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 各社外取締役は、監査役会との連携を強化し、情報交換を行うため、定期的に監査役会に出席しております。

ハ 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役、並びに当社執行役員を被保険者として、改正会社法（2021年3月1日施行）第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
1. 当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法（昭和23年法律第103号、第2条第1項）の業務に係る報酬等の額	92百万円 (注)
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	179百万円

(注) 1. 上記1. の支払額には、当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、職務執行の状況や報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるM&Aに係る財務調査、託送収支計算書に関する業務を委託しております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性、職務執行の状況等を勘案し、会計監査人の適正な職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は会社法並びに会社法施行規則に基づき、当社及び子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保する体制について、以下のとおり取締役会において決議しております。

① 当社グループの取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 当社は、グループ共通の企業行動憲章並びにグループ共通の理念であるTOKAI-WAYに基づき、グループコンプライアンス規程を策定するとともに、これを常に実効性あるものとして維持・運用することにより、当社グループの取締役、執行役員及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守する企業風土を確立する。
- ロ この徹底を図るため、グループコンプライアンス・リスク管理委員会が、当社グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、その下で、グループ各社のコンプライアンス推進組織が、自社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人に対するコンプライアンス教育・研修等を実施する。
- ハ 当社グループ監査室は、グループコンプライアンス・リスク管理委員会と連携し、グループ各社のコンプライアンスの取り組みや実施状況を監査し、監査結果をグループコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。
- ニ 当社は、グループ内部統制規程に基づき、当社グループ全体の内部統制の構築・整備・評価に係る方針を決定する。グループ各社の内部統制推進組織は、この方針に基づき、自社の内部統制の整備・運用状況を評価し、その評価結果及び評価プロセスについて、コンプライアンス・リスク管理統括室に報告する。また、グループ情報セキュリティ・マネジメントシステム規程に基づき、当社グループ全体の個人情報等の情報資産の保護を目的とした「グループ情報セキュリティ推進会議」を設置する。
- ホ グループ各社の取締役、執行役員及び使用人は、職務執行における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、コンプライアンス・リスク管理統括室又は監査役に報告する。同室又は監査役は、当社グループ監査室と共同で事実調査等を行い、その結果をグループコンプライアンス・リスク管理委員会及び当社の取締役会、監査役に報告する。
- ヘ コンプライアンス・リスク管理統括室は、グループ社内通報に関する規程に基づき、実効性ある内部通報制度の運用に努める。社内通報は、原則としてヘルプラインシステムによるものとし、通報したことによって、通報者が不利益を被ることがないことを規程に明文化し、当社グループの取締役、執行役員及び使用人に周知している。なお、当該システムを通じた通報内容については、適宜、当社監査役と情報を共有する。
- ト グループ各社の監査役は、自社の法令遵守体制及び社内通報制度の運用に問題があることを発見した場合には、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- チ 当社グループは、企業行動憲章に基づき、反社会的勢力の排除に向けて組織的な対応を取る体制を整備し、警察及び関連機関等との連携を強化する。

② **当社グループの取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項**

- イ 当社グループは、各社の文書管理規程・文書取扱規程に従い、取締役及び執行役員の職務執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む）に記録、保存する。
- ロ 当社グループは、文書の保存期間等の具体的方法を各社の文書管理規程に定め、取締役、執行役員又は監査役からの閲覧要請に備え、常に閲覧可能な状態を維持する。

③ **当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- イ 当社は、グループリスク管理規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理統括室が、グループ全体のリスク情報を統括管理する。グループ各社は、別途策定した自社のリスク管理規程に基づき、自社のリスクの状況を評価し、その結果を、定期的にコンプライアンス・リスク管理統括室に報告する。コンプライアンス・リスク管理統括室は、当社グループ全体のリスク状況について、グループコンプライアンス・リスク管理委員会、当社の取締役会及び監査役会に定期的に報告する。また、当社は、個人顧客および取引関係者などの情報資産をあらゆる脅威から守ることが当社の重要な責務であるとの認識に基づき、情報セキュリティ諸規程を制定するとともに、「グループ情報セキュリティ推進会議」等を設置し、必要な対策を実施する。
- ロ 重要なリスク事象が顕在化した場合、グループ各社は、リスク管理規程若しくは緊急事態対応規程に基づき、対策本部を設置する等の組織的な対応を行い、各社のリスク管理対応組織は、その対応状況について、コンプライアンス・リスク管理統括室に報告する。
- ハ 当社グループ監査室は、グループ各社のリスクの所在・対応状況についての監査を行い、監査結果をグループコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。

④ **当社グループの取締役及び執行役員の職務の執行が効率的かつ適正に行われることを確保するための体制**

- イ 当社グループ全体に影響を与える重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定する必要があるため、各社取締役会の前に、当社が主催する常務会、投資検討委員会、事業運営委員会等に付議し、業務執行が効率的かつ適正に行われるよう、十分に審議する。
- ロ 当社は、グループ全体の中期経営計画及び年度予算に基づき、各社における業務の執行状況を管理する。又、当社は、各社の重要な投資案件について、その収益性・リスク等を評価し、適正であると認められた案件につき、各社に対し、必要な経営資源を適時適切に配分する。
- ハ グループ各社は、ITシステムの活用を図り、適時適切に業績の進捗状況を取り纏め、当社の取締役会に対し定期的に報告する。当社の取締役会は、グループ各社業績評価規程に基づき、グループ各社の業績を適正に評価する。
- ニ グループ各社の経営管理については、グループ経営要綱、グループ経営管理規程及びグループ各社承認・報告手続規程に基づき、当社への報告・承認を求めることにより、実効性を確保する。又、必要に応じ、当社の管理担当部門が、グループ各社の業務執行状況のモニタリングを実施する。

ホ コンプライアンス・リスク管理統括室は、グループ内部統制規程に基づき、グループ全体の財務報告数字の信頼性を確保するために、グループ監査室による内部統制評価監査結果等を踏まえ、グループ全体の内部統制の有効性について、毎年度末に評価を行う。

⑤ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- イ 当社は、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため、監査役が必要とするときは、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
- ロ 監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役及び執行役員からの独立性を確保する。なお、監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

⑥ **当社グループの取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- イ 当社グループ各社の取締役、執行役員及び使用人は、「取締役、執行役員及び使用人が監査役会に報告すべき事項についての手続に関する規程」に基づき、グループ各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、当社及びグループ各社の監査役に速やかに報告する。なお、①ホに記載のとおり、コンプライアンスの遵守等に係る事項については、直接、当社の監査役に報告することができる。
- ロ 前記によらず、当社の監査役は、いつでも必要に応じ、グループ各社の取締役、執行役員及び使用人に対し報告を求めることができる。

⑦ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ 当社は、グループ監査室の監査結果、コンプライアンス・リスク管理統括室のモニタリング結果等を、適時適切に監査役会に報告し、情報を共有することにより、監査役監査が実効的に行われることを確保する。
- ロ 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、その目的が適正であると認められる場合には、速やかに処理を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記取締役会決議に基づき、内部統制システムを構築し、その適切な運用に努めています。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりです。

① **内部統制システム全般**

当社並びに主要グループ各社に、内部統制システムの整備・運用を担う部署を設置し、各社が制定した「財務報告に係る内部統制規程」・「財務報告に係る内部統制評価細則」に基づき、各事業部門等において、内部統制上の不備事項が生じていないかどうかの「自己点検」を年2回実

施している。更に、当該「自己点検」の結果を検証するための内部監査を、グループ監査室が実施している。これらの結果等を踏まえ、各社の代表者が、自社の内部統制の有効性を総合的に評価し、当社に報告している。当社が、グループ全体の内部統制の整備・運用状況を一元的に把握し、年度末時点におけるグループ全体の内部統制の有効性を、当社の代表者が評価し、その結果を記載した「内部統制報告書」を関東財務局長に提出している。

② グループコンプライアンス体制

「グループコンプライアンス規程」に基づき、当社の代表者が委員長を務め、グループ各社の代表者並びに管理担当役員をメンバーとする「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」を年4回開催し、グループ各社において顕在化した不正・不祥事、重大事故・クレーム等について、その発生原因、対処方法、再発防止策等について報告させ、グループ全体で情報共有を図っている。なお、懲戒処分に繋がる重大な不祥事等については、当社の代表者が委員長を務める「処分検討委員会」に付議し、就業規則に基づく適切な処分を実施し、その結果を「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」に報告している。また、不正・不祥事の隠蔽防止、早期発見に資するべく、「グループ社内通報に関する規程」に基づき、外部の通報システムを利用したグループ共通の「社内通報制度」を設け、当社コンプライアンス・リスク管理統括室、グループコンプライアンス・リスク管理委員会委員長が指定する部署および監査役が通報窓口となり、適時適切に問題解決に努めるとともに、取締役、執行役員および使用人に対しあらゆる機会を通じ制度の周知を行っている。また、グループ全体のコンプライアンス推進を図るため、各社のコンプライアンス担当部署が、年度当初にコンプライアンス・プログラムを策定し、年間を通じて、各社の実態に即した「コンプライアンス研修」を実施している。当事業年度は、「グループコンプライアンス委員会」開催に合わせ、出席したグループ各社の経営層が、T O K A Iグループ全社の不正リスク・コンプライアンス環境を把握する為に実施したアンケート調査の結果報告を受け、自社の実態に即した対策を作成し、潜在的なコンプライアンス違反、会社が認識していないコンプライアンス違反等に対応した。

③ グループリスク管理体制

「グループリスク管理規程」に基づき、グループ各社のリスク管理対象部署が中心となって、リスクの洗い出しや評価を行い、リスクの顕在化防止に努めるとともに、リスク顕在化の兆候が見られる場合には、グループ監査室に調査を依頼する等、早めの対応を行っている。特に、重大事故や災害の発生に伴い顕在化するリスクについては、グループ各社の主要事業について、「事業継続計画（BCP）」を策定済みであり、必要に応じて随時、内容の見直しを行っているほか、実際の被害範囲を想定し、損害を最小限に抑えるための備えと訓練を実施している。また、上記②の「社内通報制度」の通報内容や稟議書に内包されるリスクの端緒を意識し、リスクの顕在化や肥大化を未然に防止するよう努めている。なお、グループ各社において、新規事業を始める場合や、一定金額以上の投資を行う場合には、当社の「投資検討委員会」に付議し、当該事業に係るリスクの大きさや発生可能性について、関係者が十分に議論し、適切にリスクをコントロール

する体制を構築している。また、当社法務室が契約書のリーガルチェックを実施する等、契約上のトラブル発生を未然に防止している。更に、グループ各社が「債権管理規程」等を策定し、与信管理・債権保全に努めているが、万一、大規模な債権事故等が発生し、不良債権化した場合には、上記②の「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」で取り上げ、その発生原因、対処方法、再発防止策等について、グループ全体での情報共有を図っている。また、グループを横断した「グループ情報セキュリティ推進会議」を設置するとともに、グループ各社に「情報セキュリティ委員会」を設置しており、グループ共通の情報セキュリティ管理体制を構築している。

④ グループ会社の経営管理

「グループ経営要綱」・「グループ経営管理規程」・「同細則」・「グループ各社承認・報告手続規程」等に基づき、グループ各社の重要な決定事項や発生した重要事実、リスク情報等が、適時適切に当社に報告されている。グループ各社の予算進捗状況、事業運営上の課題等については「事業運営委員会」（年4回開催）等を通じ、当社に報告され、情報の共有が図られている。また、「グループ会社中期経営計画管理規程」に基づき、各社の中期経営計画、年度予算の策定、見直し等について、当社が適時適切に関与する体制を構築しており、稟議書・報告書により、情報伝達・共有が適時適切に行われている。また、当社の役員が各社の取締役を兼務し、取締役会に出席することにより、経営の監督を行っている。

⑤ 監査役監査の実効性を確保するための体制

当社グループでは、監査役の職務を補助すべき使用人を配置していないが、監査役監査の実効性を確保するための体制として、毎月開催する、会計監査人と各社の内部統制部門、グループ監査室、経理部門との定例会に、主要各社の常勤監査役が出席し、情報共有を図っているほか、上記②の「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」・「処分検討委員会」に当社常勤監査役が出席している。また、「社内通報制度」の通報窓口に参加する常勤監査役を加え、情報共有を図っている。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	51,824	流動負債	61,046
現金及び預金	4,359	支払手形及び買掛金	19,801
受取手形、売掛金及び契約資産	29,899	短期借入金	15,753
商品及び製品	5,448	リース債務	4,479
仕掛品	1,130	未払法人税等	2,247
原材料及び貯蔵品	1,589	賞与引当金	1,525
その他	9,850	その他の引当金	45
貸倒引当金	△454	その他	17,193
固定資産	141,511	固定負債	49,988
有形固定資産	110,384	長期借入金	30,855
建物及び構築物	36,188	リース債務	13,823
機械装置及び運搬具	26,038	その他の引当金	342
土地	24,841	退職給付に係る負債	1,377
リース資産	16,716	その他	3,588
建設仮勘定	1,378		
その他	5,221	負債合計	111,034
無形固定資産	10,492		
のれん	5,904		
リース資産	599		
その他	3,988		
投資その他の資産	20,634		
投資有価証券	9,829		
長期貸付金	66		
繰延税金資産	2,286		
退職給付に係る資産	4,092		
その他	4,603		
貸倒引当金	△243		
繰延資産	3		
資産合計	193,339		
		純資産の部	
		株主資本	75,492
		資本金	14,000
		資本剰余金	25,566
		利益剰余金	38,526
		自己株式	△2,601
		その他の包括利益累計額	4,692
		その他有価証券評価差額金	1,458
		為替換算調整勘定	741
		退職給付に係る調整累計額	2,492
		新株予約権	36
		非支配株主持分	2,083
		純資産合計	82,304
		負債・純資産合計	193,339

連結損益計算書 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		230,190
売上原価		144,129
売上総利益		86,060
販売費及び一般管理費		71,141
営業利益		14,919
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	226	
受取手数料	34	
助成金収入	86	
その他	359	719
営業外費用		
支払利息	271	
持分法による投資損失	1,977	
その他	101	2,349
経常利益		13,289
特別利益		
固定資産売却益	36	
投資有価証券売却益	146	
負ののれん発生益	51	
伝送路設備補助金	118	
補助金収入	12	364
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	845	
減損損失	373	
投資有価証券評価損	224	
特別調査費用	324	1,772
税金等調整前当期純利益		11,882
法人税、住民税及び事業税	4,991	
法人税等調整額	240	5,231
当期純利益		6,650
非支配株主に帰属する当期純利益		185
親会社株主に帰属する当期純利益		6,465

連結株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,000	25,552	36,395	△2,332	73,615
当期変動額					
剰余金の配当			△4,334		△4,334
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,465		6,465
自己株式の取得				△278	△278
自己株式の処分		14		9	23
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	14	2,130	△268	1,876
当期末残高	14,000	25,566	38,526	△2,601	75,492

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	605	369	2,643	3,619	9	1,702	78,946
当期変動額							
剰余金の配当				—			△4,334
親会社株主に帰属する 当期純利益				—			6,465
自己株式の取得				—			△278
自己株式の処分				—			23
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	852	371	△151	1,073	27	381	1,481
当期変動額合計	852	371	△151	1,073	27	381	3,358
当期末残高	1,458	741	2,492	4,692	36	2,083	82,304

計算書類

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	42,031
現金及び預金	144
関係会社売掛金	436
貯蔵品	21
前払費用	53
関係会社短期貸付金	41,650
その他	1,296
貸倒引当金	△1,572
固定資産	60,651
有形固定資産	695
建物	477
構築物	17
船舶	19
工具、器具及び備品	71
土地	57
リース資産	52
無形固定資産	743
ソフトウェア	378
リース資産	364
その他	0
投資その他の資産	59,212
投資有価証券	1,574
関係会社株式	35,112
関係会社出資金	0
関係会社長期貸付金	22,391
長期前払費用	4
前払年金費用	35
繰延税金資産	31
その他	61
資産合計	102,682

負債の部	
流動負債	30,883
短期借入金	5,290
1年内返済予定の長期借入金	10,271
リース債務	153
未払金	505
未払費用	26
未払法人税等	11
未払消費税等	8
預り金	120
関係会社預り金	14,255
賞与引当金	32
ポイント引当金	122
その他	86
固定負債	30,758
長期借入金	30,404
リース債務	272
役員株式給付引当金	62
その他	19
負債合計	61,642
純資産の部	
株主資本	40,747
資本金	14,000
資本剰余金	21,504
資本準備金	3,500
その他資本剰余金	18,004
利益剰余金	8,876
その他利益剰余金	8,876
繰越利益剰余金	8,876
自己株式	△3,633
評価・換算差額等	256
その他有価証券評価差額金	256
新株予約権	36
純資産合計	41,040
負債・純資産合計	102,682

損益計算書

(自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月 31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
業務受託収入	56	
経営管理収入	4,479	
利息収入	250	
配当収入	4,943	
その他の営業収入	21	9,751
営業費用		
金融費用	131	
販売費及び一般管理費	5,129	5,260
営業利益		4,490
営業外収益		
受取配当金	24	
貸倒引当金戻入益	45	
役員株式給付引当金戻入益	19	
その他	23	112
営業外費用		
支払利息	4	
その他	8	13
経常利益		4,590
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	1	
減損損失	182	
特別調査費用	324	512
税引前当期純利益		4,078
法人税、住民税及び事業税	△90	
法人税等調整額	△50	△141
当期純利益		4,220

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	14,000	3,500	18,004	21,504	8,991	8,991
当期変動額						
剰余金の配当					△4,334	△4,334
当期純利益					4,220	4,220
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	0	0	△114	△114
当期末残高	14,000	3,500	18,004	21,504	8,876	8,876

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△3,379	41,116	△1	△1	9	41,124
当期変動額						
剰余金の配当		△4,334				△4,334
当期純利益		4,220				4,220
自己株式の取得	△278	△278				△278
自己株式の処分	23	23				23
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			257	257	27	285
当期変動額合計	△254	△368	257	257	27	△83
当期末残高	△3,633	40,747	256	256	36	41,040

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

株式会社TOKAIホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西川 福之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	嶋田 聖 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社TOKAIホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TOKAIホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

株式会社TOKAIホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西川 福之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋田 聖 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TOKAIホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月31日

株式会社TOKAIホールディングス

監査役会

常勤監査役 村田孝文 印

社外監査役 立石健二 印

社外監査役 雨貝二郎 印

社外監査役 伊東義雄 印

以上

第12回定時株主総会会場ご案内図



会場 | **グランディエール ブケトーカイ「シンフォニー」(葵タワー4階)**
静岡市葵区紺屋町17-1 TEL 054 (273) 5225

交通 | ▶ JR静岡駅北口より地下直結【市役所方面 → 紺屋町・呉服町方面】

▶ JR静岡駅北口地下道からお越しの場合は、
紺屋町・両替町・昭和町(しずマチ)方面へお進みください。
(右記のQRコードより動画による会場までのご案内を行っております。)



※専用の駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

お土産は用意しておりませんので、何卒ご理解お願いします。

株主総会の運営に変更が生じた場合には、当社ホームページにてお知らせいたします。



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。